

東久留米市入札参加者心得書

(趣旨)

第1条 この心得書は、東久留米市（以下「市」という。）が発注する工事、製造の請負、業務委託、物品購入、賃貸借及びその他の契約の締結に際して行う競争入札及び見積合わせ（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が心得ておかなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、関係する法律その他関係法令及び市が入札に関して指示する事項（以下「法令等」という。）を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、法令等に違反、抵触する行為を行ったときは、市が当該入札参加者に対して行う措置に服するものとする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

2 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して自己の入札価格を意図的に開示してはならない。

3 入札参加者は、入札前に他の入札参加者を探る行為をしてはならない。

(資格確認及び指名の取消)

第4条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者となった場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

2 前項に該当した者に対して行った一般競争入札の参加資格の確認及び指名競争入札の参加者の指名は、特別の理由がある場合を除くほか、これを取り消す。

第4条の2 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該資格確認及び指名は、これを取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4条の3 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格確認及び指名は、これを取り消す。

- (1) 東久留米市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年東久留米市訓令乙第2号）（以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第3条第1項の規定により入札参加除外措置を受けたとき。
- (2) 東久留米市競争入札参加有資格者指名停止措置基準（令和6年4月1日施行）に基づく指名停止の措置を現に受けているとき又は受けることとなったとき。
- (3) 東久留米市契約事務規則（平成9年東久留米市規則第20号）第4条第1項に規定する参加資格を欠くこととなったとき。

第4条の4 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者について、経営、資産又は信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認及び指名を取り消すことがある。

（入札保証金）

第5条 入札参加者は、自己の見積る契約希望額（単価による入札にあつては、契約希望額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の3以上の入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 市が公告、資格確認若しくは指名の通知等において、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することとしたとき。
 - (3) 政令第167条の5第1項の規定による適正な参加資格を有する者で、過去に市若しくは国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行したものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 前各号のほか、市が入札保証金の納付を要しないと認めたとき。
- 2 前項の規定により入札保証金を納付したときは、それを証する書類を市に提示しなければならない。
- 3 第1項第1号の規定により入札保証金の全部又は一部を納付しないこととするときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を市に提出しなければならない。

（入札保証金の納付に代わる担保）

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代

えることができる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 政府保証のある債券
- (3) 銀行又は市長が確実に認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (4) 銀行又は市長が確実に認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- (5) 銀行又は市長が確実に認める金融機関に対する定期預金債権
- (6) 銀行又は市長が確実に認める金融機関の支払保証

（入札保証金の返還）

第7条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、落札者に対しては次の各号に定めるところにより返還する。その他の者に対しては落札者の決定後、これを返還する。

- (1) 契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保を提供する場合には、当該担保の提供後）
- (2) 契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、契約の確定後

2 落札者がなく、入札を打ち切った場合においては、開札をした日以後すみやかに返還する。

（入札保証金に対する利息）

第8条 入札保証金については、その受入期間につき利息を付さない。

（入札保証金の没収）

第9条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、市に帰属する。

（入札の基本的事項）

第10条 入札参加者は、市から提示又は貸与された仕様書、図面、内訳書、その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 仕様書、図面、内訳書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が、提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者はその誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 入札は、総価により行うものとする。ただし、市が公告、資格確認若しくは指名の通知等において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

（入札参加の辞退）

第11条 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を辞退することができる。

2 入札参加者が入札参加を辞退するときは、その旨を記載した書面を市が通知した入札日時

までに市の契約担当者に直接提出又は郵便等で送付しなければならない。ただし、電子入札案件においては、入札締切日時までに東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下、「電子調達サービス」という。）により辞退届を提出するものとする。

- 3 入札参加を辞退した者は、これを理由として以後の指名等において不利益な取扱いを受けないものとする。
- 4 入札参加者は、提出した辞退届の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

（入札書）

第12条 入札参加者は、市が通知した入札日時に行う入札会に開始時から出席し、入札書を直接提出するものとする。ただし、郵便入札案件においては郵送により郵送期間内に入札書を提出するものとし、電子入札案件においては電子調達サービスにより入札締切日時までに入札書を提出するものとする。

- 2 入札書は、入札担当者が受理した時点をもって提出したものとみなす。ただし、郵便入札案件においては郵送期間内に郵便局に到着した時点をもって提出したものとみなし、電子入札案件においては入札締切日時までに電子調達サービスのサーバーに到着し、電子調達サービスから入札書受理書又は見積書受理書が発行された時点をもって提出したものとみなす。
- 3 入札参加者が、入札会の開始時から出席しなかったとき又は郵便入札案件及び電子入札案件において第1項の期間内又は日時までに入札書を提出しなかったときは、前条第2項により入札参加を辞退した場合を除き不参加として扱い、当該入札に関し、入札書を提出することができない。
- 4 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。
- 5 契約締結に当たっては、単価契約の場合を除き、入札価格（総価）に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札書の記載金額は、消費税法（昭和63年号外法律第108号）の規定による課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載すること。ただし、市が公告、資格確認若しくは指名の通知等において別に指示した場合においては、その指示するところによるものとする。

（入札の中止等）

第13条 次の各号のいずれかに該当し、市が正常に入札事務を執行することが困難又は不可能であると認められるとき、又はやむを得ない事由があると認められるときは、入札を中断、延期又は中止することがある。

- (1) 天災が発生したとき。
- (2) 電子調達サービス等のシステム障害及び通信障害が発生したとき。
- (3) 市のシステム障害及び通信障害が発生したとき。
- 2 入札を公正に執行することができない、又はそのおそれがあるときは、入札を延期又は中止することがある。
- 3 電子入札案件の場合において前2項に該当するときに、市が紙による入札へ切替えることが

可能と判断したときは、入札参加者は、市の指示に従い入札書を提出しなければならない。

(書類の返却)

第14条 入札参加者は、入札を行うために市が貸与した仕様書、設計書、図面及び内訳書等を、市が返却を不要としたときを除き、入札当日までに返却しなければならない。

(入札内訳書)

第15条 市が入札内訳書の提出を指示した入札における入札参加者は、自己の見積った金額の内訳を記載した入札内訳書を、入札書に添付して提出しなければならない。

2 入札内訳書に記載する内容は、当該入札に係る仕様書、設計書及び内訳書等の各項目に対応する単位、単価、数量、数量を乗じた金額及び合計金額等を記載し、市が所定の様式を提示した場合はそれを用いること。

3 入札内訳書の合計金額は、単価等を積み上げた金額から値引き等により一括で調整して算出してはならない。

4 入札内訳書の記載内容に基づく契約上の効力は発生しないものとする。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者がした入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 所定の日時までに所定の入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者

(3) 同一回の入札について、入札書を複数提出した者

(4) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者

(5) 暴力団等排除措置要綱に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者

(6) 誓約書の提出を要する入札において、誓約書を提出しない者

(7) 法令等に違反、抵触する行為をした者

(8) 暴言、暴力行為その他の威圧的行為等により、入札の執行を妨げた者又は妨げようとした者

(9) 酒気を帯びて入札会に出席した者

(10) 市から提示又は貸与する仕様書、図面、内訳書等を受領していない者

2 入札参加者が提出した入札書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札参加者がした入札を無効とする。

(1) 記載すべき事項が記載されていない又は誤字脱字等により意思表示が不明瞭なもの

(2) 金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの

(3) 一定の金額で価格を表示していないもの

(4) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(5) 談合その他入札の公正な執行を妨げた疑いがあると市が認めるもの

(6) 予定価格を事前公表している入札において契約希望額が予定価格より高い価格となる金額を記載したもの

- (7) 最低制限価格が設けられている入札において、契約希望額が最低制限価格より低い価格となる金額を記載したもの
- (8) 前各号のほか、市が指定した事項に違反したもの

(開札)

第17条 開札は、入札会にて入札参加者が入札書を提出した後、入札参加者を立ち合わせ、直ちに行うものとする。ただし、郵便入札案件においては、市が通知した日時に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、電子入札案件については、入札参加者又は職員による立会いは要しないものとする。

(落札者の決定)

第18条 入札参加者のうち、売却及び貸付の入札においては、予定価格（最低入札価格）以上で最高の価格の入札書を提出した者を落札者とし、その他の入札においては、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格が設けられている案件にあつては予定価格の制限の範囲内であつて最低制限価格以上の価格）で最低の価格の入札書を提出した者を落札者とする。ただし、総合評価による入札においては、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引並びに社会的な秩序を乱すこととなるおそれがあると認めるときは、その者を落札者としなことがある。
- 3 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであつて、契約希望額が当該調査基準価格より低い価格となる入札（以下「低価格入札」という。）があるときは、第1項の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、入札執行を終了する。

(同価の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第19条 落札となるべき価格の入札書を提出した者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、電子入札案件においては、当該入札者が入札書作成時に入力した「くじ番号」によりくじを行い、落札者を決定する。

- 2 電子入札案件のときを除き、前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、その者に代わって当該入札事務に関係のない市職員が、その者に代わり、くじを引くものとする。

(調査基準価格を設けた場合の落札者の決定)

第20条 第18条第3項の規定により入札執行を終了したときは、低価格入札のうち入札価格の最も低いものについて、次の各号のいずれかに該当するものでないかを調査し、該当すると認められないときは、当該入札書を提出した者を落札者とする。

- (1) 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札
- (2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて

著しく不適當であると認められる入札

- 2 前項の調査により落札者を決定できないときは、次順位の低価格入札について同様の調査を行い、以下、落札者が決定するまで順次次順位の低価格入札について調査を行う。
- 3 全ての低価格入札について前項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低価格入札以外の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の入札書を提出した者（同額の入札が複数あるときは、前条第1項の規定により決定された者）を落札者とする。
- 4 低価格入札をした者は、調査に当たってはこれに協力しなければならない。

（再度入札）

第21条 開札をした場合において落札者がいないときは、再度入札を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札は行わないものとする。

（1）入札前に予定価格を公表しているとき。

（2）最低制限価格を設けている場合において、入札参加者全員が最低制限価格より低い価格で入札したとき。

（3）第18条第3項の規定により入札執行を終了したとき。

- 2 再度の入札は、開札後直ちに行う。ただし、郵便入札及び電子入札案件においては、市が再度の入札締切日時を入札参加者に通知し、行うものとする。
- 3 再度の入札の実施回数は2回以内とする。
- 4 再度の入札に参加できる者は、その前回の入札において入札書を提出した者のうち、当該入札が第16条の規定に該当しなかった者に限る。
- 5 入札参加者は、市が再度の入札を実施するに当たり、入札内訳書の提出を求めた場合に限り、再度の入札において入札内訳書を提出するものとする。
- 6 その他の事項については、初度の入札における規定を準用する。

（再度の入札の入札保証金）

第22条 前条の規定により再度の入札を行う場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度の入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

（入札結果の通知）

第23条 市は、開札した場合において、落札者となった者には、その旨を通知する。電子入札案件においては、電子調達サービスにてその旨を通知する。

（契約書等の作成）

第24条 落札者は、紙の契約書の場合は、契約書を作成し、記名押印のうえ、落札決定の日から起算して5日以内に市に提出しなければならない。電磁的記録による契約締結を選択する場合は、落札決定の日から起算して3日以内に市に申し出なければならない。

2 前項の期間は、市において必要があるときは、伸縮することがある。

3 落札者が第1項の期間内に契約書を市に提出しないときは、契約締結の意思がないものとみ

なし、落札はその効力を失うことがある。

4 落札者は、契約書提出の際、有効な競争入札参加資格審査受付票を市契約担当者に提示するものとする。

(契約の締結)

第25条 契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したとき又は電子署名を付したときをもって締結とする。

(議会の議決を経なければならない契約)

第26条 議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例第1号）第2条及び第3条に該当する契約については、議会の議決が得られるまでは仮契約とし、議決後に本契約を締結する。ただし、議会の同意が得られなかったとき又は議決されるまでの間に贈賄、汚職等が発覚したときは、仮契約の効力を失うとともに、本契約を締結しないものとする。

(契約保証金)

第27条 落札者は、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 落札者が保険会社等との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者が保険会社等との間に市を債権者とする公共工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 市が公告、資格確認若しくは指名の通知等において、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することとしたとき。

2 前項の規定により契約保証金を納付したときは、それを証する書類を市に提示しなければならない。

3 第1項第1号又は第2号の規定により契約保証金の全部又は一部を納付しないこととするときは、当該保険証券又は保証証券を市に提出しなければならない。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証については、電子保証サービスを利用することができる。

(契約保証金に代わる担保についての入札保証金の規定の準用)

第28条 第6条の規定は、契約保証金について準用する。

(契約保証金の返還)

第29条 契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、検査完了後、落札者にすみやかに返還する。ただし、落札者が契約上の義務を履行しないときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第2項に基づき、その契約保証金（契約保証金

の納付に代えて提供された担保を含む。)は、市に帰属するものとする。

(契約保証金に対する利息)

第30条 契約保証金については、その受入期間につき利息を付さない。

(前金払)

第31条 前金払を支払条件とする契約は、契約金額200万円以上の公共工事及び契約金額100万円以上の工事設計等委託とする。

2 前金払の率は、公共工事については契約金額の4割を超えない範囲内で1億円を限度とし、工事設計等委託については契約金額の3割を超えない範囲内で1億円を限度とする。

3 落札者は、前払金を請求しようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と当該工期を保証期間とする保証契約を締結し、その保証証書を市に提出、又は、電子保証証書の認証キーを送付しなければならない。

4 落札者は、前払金の請求を辞退することができる。ただし、辞退する場合は、前払金請求辞退届を市に提出しなければならない。

(中間前金払)

第32条 次のいずれにも該当する場合は、中間前金払を受けることができる。

(1) 契約金額200万円以上の工事案件であること。

(2) 前条の前払金が支払われていること。

(3) 工期の2分の1を経過していること。

(4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。

(5) 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。

2 中間前金払の率は、契約金額の2割を超えない範囲内で5,000万円を限度とする。

3 落札者は、中間前払金を請求しようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と当該工期を保証期間とする保証契約を締結し、その保証証書を市に提出、又は、電子保証証書の認証キーを送付しなければならない。

(審査請求)

第33条 入札参加者は、入札後に、この心得書、仕様書、図面、内訳書、契約約款及び現場等について不明を理由として審査請求をすることはできない。